

建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策が強化されます

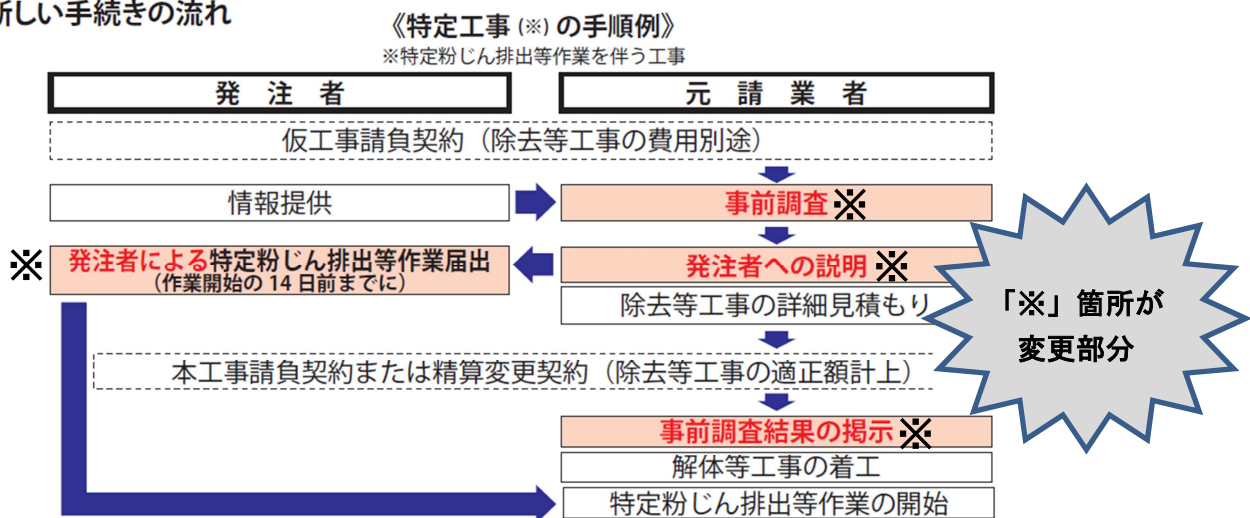
大気汚染防止法の一部を改正する法律が平成 25 年 6 月 21 日に公布され、同法施行規則が平成 26 年 5 月 7 日に、同法施行令が平成 26 年 5 月 14 日に公布され、平成 26 年 6 月 1 日から施行されます。

(改正の主な内容)

1. 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者が元請業者から発注者に変更
2. 解体等工事における吹付石綿等の有無の事前調査結果の発注者への説明
3. 解体等工事の場所における調査結果等の掲示
4. 特定粉じん排出等作業に係る作業基準の強化
5. 特定粉じん排出等作業実施届出書様式の変更

※詳細は、P2～4 に記載しています。

●新しい手続きの流れ



改正後の大気汚染防止法条文は、
環境省 HP (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S43/S43HO097.html>)

1. 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者が元請業者から発注者に 変更（法第 18 条の 15）

解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うこととなります。

2. 解体等工事における吹付石綿等の有無の事前調査結果の発注者への説明

（法第 18 条の 17、規則第 16 条の 5）

解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査結果および届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととなります。

○ 説明時期および説明事項

（1）解体等工事に係る説明

- ① 発注者への説明時期：解体等工事の開始の日まで
- ② 説明事項を記載した書面
 - ア 調査を終了した年月日、イ 調査方法、ウ 調査の結果

（2）特定工事に係る説明（特定工事に該当する場合のみ）

- ① 発注者への説明時期：解体等工事の開始の日まで（特定粉じん排出等作業を特定工事の開始の日から 14 日以内に開始する場合には、当該作業の開始の日の 14 日前まで）
- ② 説明事項を記載した書面
 - ア 特定粉じん排出等作業の種類
 - イ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ウ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - エ 特定粉じん排出等作業の方法
 - オ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置及び付近の状況
 - カ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - キ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ク 下請負人が、特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合の説明時期：速やかに

○ 経過措置

施行前に届出がされた特定粉じん排出等作業には、受注者の説明義務は適用されません。
施行の際現に施工中の解体等工事については、施行後速やかに、書面を交付して説明しなければなりません。

3. 解体等工事の場所における調査結果等の掲示（法第 18 条の 17、規則第 16 条の 4）

調査を行った者（受注者・自主施工者）は、解体等工事を施工するときは、掲示板により、次の事項を、解体等工事の場所において、公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

○ 掲示事項

- ① 調査を行った者（受注者・自主施工者）の氏名又は名称及び住所（法人にあっては代表者の氏名）
- ② 調査を終了した年月日
- ③ 調査方法
- ④ 調査の結果
- ⑤ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類 ※現場には別途、作業基準に基づく掲示板（届出事項を記載）も必要。

○ 経過措置

施行前に届出がされた特定粉じん排出等作業には、適用されません。

4. 特定粉じん排出等作業に係る作業基準の強化（規則別表第7）

作業基準において、前室の負圧の保持、集じん・排気装置の稼働確認、作業場及び前室の負圧確認、排気口における粉じん測定機器による稼働確認等が追加されました。

○ 追加事項

- 1 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業
 - ① 前室を負圧に保つこと。
 - ② 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の開始前に、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。
 - ③ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。
 - ④ 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の除去の開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じること。
 - ⑤ ②、③及び④の確認をした年月日、確認方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。
- 2 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業特定建築材料を掻き落とし、切断し、又は破碎等により除去する場合には、上記1の①～⑤を遵守すること。

○ 経過措置

施行の際現に行われている特定粉じん排出等作業に係る上記1の②及び④の「初めて」は、「施行後初めて」とする。

5. 特定粉じん排出等作業実施届出書様式の変更（法第18条の15第1項）

法改正により様式第3条の4が変更になります。滋賀県HPから申請書をダウンロードできます。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/shinseisho/de00b/index.html>

様式第3の4
 特定粉じん排出等作業実施届出書
 年 月 日
 (あて先)
 滋賀県知事
 〒520-8585 滋賀県彦根市彦根1-1-1
 届出者 印
 電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定工事を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業(作)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	密 理 番 号 密受理年月日	年 月 日
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	密 査 結 果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	㎡		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他)延べ面積 ㎡(階建) その他工作物	密 備 考
	特定工事を実施する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
参 考 事 項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合には、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
 3 密印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

別紙
 特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除 去・囲い込み・封じ込め・その他
集 じん・排 気 装 置	機種・型式・設置数
	排気能力 (m ³ /min) (1時間当たり換気回数 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出または飛散の抑制方法	

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 2 使用する資材及びその種類の欄には、塵潤剤・固形化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。